

市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与事業
桜井泊まってエンジョイキャンペーン

事業参加店舗 募集要項

(令和2年9月11日版)

実施期間：令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）

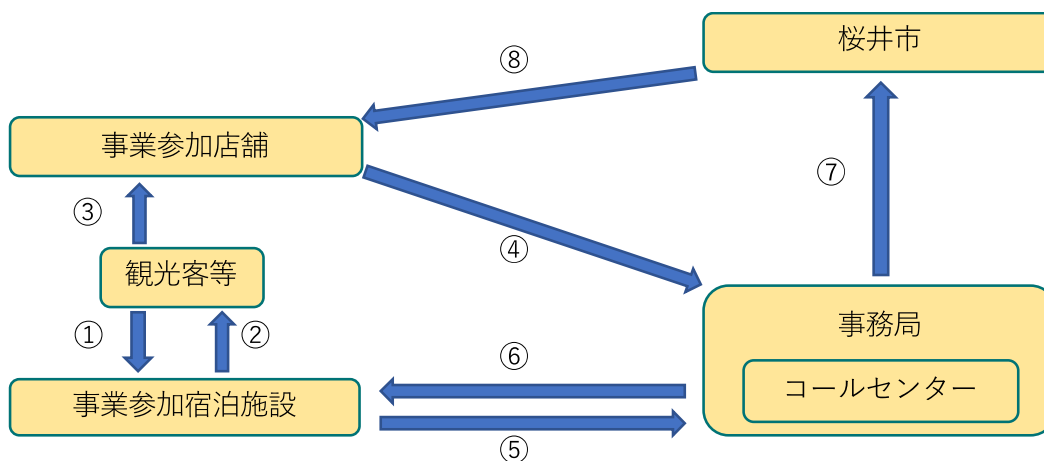
1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の観光需要が落ち込んでいることから、旅の目的地として「桜井市」を選んでもらうためのインセンティブを付与するため、市内宿泊者に向けて飲食やお土産等に使用できるクーポン等を発行することにより、市内周遊観光および市内宿泊を促進させ、市内の観光需要を喚起し、早期の観光需要回復につなげることを目的とします。

2. 事業概要

- (1) 事業名称 桜井泊まってエンジョイキャンペーン
- (2) 観光振興券の名称 桜井泊まってエンジョイクーポン券（以下クーポン券）
- (3) 発行者 桜井市
- (4) 対象者 桜井市内の事業参加宿泊施設に1泊以上滞在する者
※桜井市民の方も対象となります。
- (5) 観光振興券の構成 1冊につき5,000円分（1,000円×5枚）
- (6) 配布期間 令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）
※令和3年2月28日（日）を待たずに発行数（8,000冊）を配布した場合は、その時点までとなります。
- (7) 使用期間 令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）
※新型コロナウイルス感染症の状況により、配布・利用期間等を変更する場合があります。
- (8) 取扱店 クーポン券の使用場所として登録された市内の店舗等

【事業のながれ】



①観光客等が事業参加宿泊施設に宿泊受付

②事業参加宿泊施設が観光客等に宿泊証明書の発行とクーポン券の配布
※事業参加宿泊施設が宿泊証明書の複写を保管

③観光客等がクーポン券を事業参加店舗で利用

④事業参加店舗が、指定日に指定場所で事務局にクーポン券を引き渡し
※引き渡し時に、複写式伝票を用いて署名もしくは捺印にて受領
※期間内であればまとめてご請求いただくことも可能
※郵送（簡易書留）での引き渡しも可能（郵送料は事業参加店舗負担となります）

⑤事業参加宿泊施設が月次で事務局に宿泊証明書の複写を基に宿泊実績とクーポン券の発券数を報告

⑥事務局が事業参加宿泊施設にクーポン券の発券数分を配布

⑦事務局が桜井市に月次で発券枚数、使用枚数、使用状況などを報告
事業参加店舗からの業務報告及びクーポン券利用金額の請求をとりまとめ報告

⑧桜井市が報告を元にクーポン券利用金額を事業参加店舗へ支払い

3. クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- ・事業参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。使用期限を過ぎたクーポン券は、受け取らないでください。
- ・付与後の返品はできません。商品返品の際の返金を行わないでください。
- ・クーポン券の券面金額未満の取引はできません。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- ・事前に配布するクーポン券の見本を、レジ担当者をはじめクーポン券を取り扱うすべての関係者に周知してください。
- ・本募集要項及びマニュアル等に則して、クーポン券を適正に取り扱ってください。
- ・「4. クーポン券の利用対象とならないもの」以外で利用できないものを設定しないようにしてください。

4. クーポン券の利用対象とならないもの

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできないこととします。

- ・現金との換金
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ・投資信託、株式、各種保険などの金融商品
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・有価証券（商品券、ビール券、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届け出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関する役務
- ・パチンコホール、麻雀店、公営ギャンブル等への支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他市長が指定するもの

5. 事業参加店舗の資格

本市内に事業所、施設、店舗等を有する宿泊・飲食・小売・交通・サービス事業者において、新型コロナウイルス感染症予防対策を必ず行っているものとします。

但し、次の事業者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

(2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など

(4) 「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(5) その他、本市が取扱店として適当でないと思えた者

6. 事業参加店舗登録申込方法等

(1) 申込方法

クーポン券を使用した特定取引を行おうとする事業者は、本要項に同意の上、「桜井泊まってエンジョイキャンペーン参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、添付書類（後述）を添えて、**郵送**、又は**持参**のいずれかの方法により事務局へと申請してください。

(2) 申込期間

令和2年9月10日（木）から令和2年12月15日（火）まで

※事業は10月1日よりスタートします。10月1日時点で登録をご希望の場合、

令和2年9月23日（水）までに必ず事務局着にてご申請ください。

※登録店舗は特設サイトにてご確認いただけるようにいたします。

スタート後のお申込みは、随時更新していきます。

※複数店舗を有する事業者は、原則として店舗単位ではなく事業者単位で

各店舗分をとりまとめて申込みを行ってください。

◆宛先

〒633-0064 桜井市戒重339-3 やまとびと株式会社内

「桜井泊まってエンジョイキャンペーン事務局」 宛

◆TEL 0744-45-5151 (9時～17時)

◆特設サイト <https://enjoysakurai.com>

※持参の場合は、平日（土日祝を除く）に限ります。

◆申請に必要な書類

桜井泊まってエンジョイキャンペーン参加店舗登録申請書 兼 誓約書

営業の実態が確認できるもの

(1) 飲食店など、公的機関から営業許可等を受けている事業者の場合
営業許可証等の複写

(2) 上記(1)以外の事業者の場合

会社概要、事業者名の入ったチラシ、自社ウェブサイトを印刷したもの、
店舗の外観等の写真等、営業実態の分かる書類のいずれか1つ

桜井泊まってエンジョイキャンペーン事業参加店舗口座登録書

預金通帳1・2ページ見開きの写し（口座名義人のカタカナ表記のある部分）

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※書類には必ず社印ではなく**代表者の印鑑**を押印してください

※原本をご提出いただきますので、必要な方は複写をお取りください。

(3) 説明会

本キャンペーンの説明会を開催します。「桜井泊まってエンジョイキャンペーン 参加店舗登録申請書 兼 誓約書」下部に記載の説明会参加可否、希望時間をご記入いただき、ご申請ください。説明会は同日2回開催しますが、先着順となるため、ご希望に添えかねる場合のみご連絡いたします。

説明会において本事業の広報物を配布しますので、なるべくご参加ください。

※当日ご参加いただけない場合は、後日、資料をお送りいたします。

説明会の概要

◆日時：令和2年9月25日（金） 11時～/13時30分～（約1時間程度）

◆会場：桜井市立図書館 研修室（奈良県桜井市大字河西31）

◆内容：桜井泊まってエンジョイキャンペーンの概要、参加店舗の役割、
広報物の配布、質疑応答

(4) 申請後について

申込のあった店舗については、申請書の内容を審査の上、登録店として承認し、「桜井泊まってエンジョイキャンペーン登録店 通知書」及び啓発用のポスター、ステッカー、見本のクーポン券をお渡しします。登録不可である場合はその旨を通知します。

(5) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求められる場合があります。

7. 事業参加店舗の責務等

- ・事業参加店舗であることが容易に分かるよう、見やすい場所にポスターやステッカー等の掲示をしてください。
- ・通常の注意をもってすれば判別可能な偽造されたクーポン券及び不正に使用されていることが明らかなクーポン券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに事務局に報告してください。
- ・使用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して本市はその責を負いません。

8. クーポン券の換金について

(1) 換金方法

事業参加店舗は、「換金請求書」に記入・代表者印を押印の上、「使用済みのクーポン券」とともに**指定日（毎月第1週予定）に指定場所（未定）に持参もしくは事務局に簡易書留にて郵送**し、換金を請求してください。郵送に掛かる費用は参加事業者負担となります。

換金は、桜井市まちづくり課において真贋判定を行い、月末（一部翌月初）にご指定の口座へと入金いたします。

(2) 換金受付期間

令和2年11月2日（火）から令和3年3月第1週まで

※換金の請求期限は、本市が定める日までとします。この期限を過ぎての換金には一切応じることとはできませんので、ご注意ください。

換金スケジュール

対象月	換金受付（持参）	換金受付（郵送）	振込日
10月	11月第1週を予定	11月第1週を予定	11/30（月）
11月	12月第1週を予定	12月第1週を予定	12/25（金）
12月	翌1月第1週を予定	翌1月第1週を予定	2/1（月）
翌1月	翌2月第1週を予定	翌2月第1週を予定	3/1（月）
翌2月	翌3月第1週を予定	翌3月第1週を予定	3/30（火）

※換金場所や換金締め切りなど、未定の部分は9月25日（金）の説明会にてご案内いたします。説明会にご参加いただけない場合は、別途資料をお送りいたします。

9. 事業参加店舗の取り消し等

桜井市の条例、規則及び本要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、事業参加店舗の登録を取り消します。また、桜井市のホームページ等において、事業者名および店舗名を公表し、クーポン券を使用した取引に係る全額の負担、損害賠償請求ができるものとします。

10. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3密の回避、消毒液等の設置、換気、従業員のマスクやフェイスシールド等の着用等、常にコロナ感染予防のための対策を行ってください。

11. その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項は、事務局までお問い合わせください。
- (2) 事業参加店舗の情報は、「クーポン券取扱店舗」として、特設サイトにて公表いたします。